

○宇部市土地改良事業補助金交付規則

昭和三十三年五月二日

規則第八号

(目的)

第一条 この規則は、農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、土地改良区、農業協同組合その他市長が適当と認める団体（以下「事業主体」という。）が行う土地改良事業（以下「事業」という。）に係る補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(平七規則一九・一部改正)

(補助金交付の対象及び補助率)

第二条 市長は、毎年度予算の範囲内で、次に掲げる事業を行うに要する経費について、当該事業主体に対し、この規則の定めるところにより補助金を交付する。

- 一 土地改良事業補助金交付規則（昭和三十二年山口県規則第八号）第二条、農地防災事業等補助金交付規則（昭和五十二年山口県規則第二十一号）第二条及び単県農山漁村整備事業費補助金交付要綱第二条の規定により承認された事業に要する経費
- 二 株式会社日本政策金融公庫から資金を借り入れて施行する非補助土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定に基づき施行する事業のうち、当該事業の全部又は一部につき、国又は県から補助金が交付されたことがなく、かつ、交付される見込みがない事業をいう。）に要する経費
- 三 農山村振興を図るため市長において必要と認めた事業に要する経費

2 前項各号の経費に対する補助率は、次の表に掲げるとおりとする。

事業	前項第1号の経費				前項第2号の経費	前項第3号の経費			
	補助率	内訳				補助率	摘要	補助率	摘要
		国庫	県費	市費					
かんがい排水事業					50%以内	用水施設	50%以内	用水施設	
					60%以内	排水施設	60%以内	排水施設	
ほ場整備事業	94%以内	50%以内	25%以内	19%以内					
	70%以内		30%以内	40%以内					受益面積5ha以上

	内		内 (40% 以内)	内 (30% 以内)	上20ha未満 (1ha以上10ha 未満) 事業費50万円以 上				
農地防災 事業						60%以 内	危険及び 老朽ため 池に係る 堤体以外 の工事	60%以 内	危険及び 老朽ため 池に係る 堤体以外 の工事
						80%以 内	危険及び 老朽ため 池に係る 堤体の工 事	80%以 内	危険及び 老朽ため 池に係る 堤体の工 事
農道整備 事業						50%以 内	幅員2.5m 未満	50%以 内	幅員2.5m 未満
						60%以 内	幅員2.5m 以上	60%以 内	幅員2.5m 以上
農地集積 推進事業	75%以 内	50%以 内		25%以 内	事業完了時にお いて、担い手農地 利用集積率が 25%以上となる ことが確実と見 込まれること。				
農業水路 等長寿命 化・防災 減災事業	88%以 内 (89% 以内)	50%以 内 (55% 以内)	10%以 内	28%以 内 (24% 以内)	長寿命化・防災減 災計画を策定済 み 総事業費 200 万円以上 農業者数 2者以				

					上				
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

備考 ( )内は、中山間地域における事業に限る。

(平四規則二六・平七規則一九・平一〇規則二五・平一一規則八・平一六規則四三・平二〇規則四二・令二規則三・一部改正)

(補助金の交付の申請)

第三条 補助金の交付の申請をしようとする事業主体は、土地改良事業補助金交付申請書(様式第一号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第四条 市長は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請に係る事業について補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、土地改良事業補助金交付決定通知書(様式第二号)によりその旨を当該申請をした事業主体に通知する。

(平七規則一九・一部改正)

(事業計画の内容変更の承認の申請)

第五条 事業主体は、前条の規定による通知を受けた後、当該通知に係る事業計画の内容を変更しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、土地改良事業計画変更承認申請書(様式第三号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 一 工種を新設し、変更し、又は廃止しようとするとき。
- 二 工種の構造又は工法若しくは施行箇所を変更しようとするとき。
- 三 工種別の工事量の増減で、その増減の量はその工事量の十パーセントを超える増減をしようとするとき。
- 四 工種別の工事費の増減で、その増減の差がその工事費の十パーセントに相当する額又は五十万円を超える増減をしようとするとき。
- 五 関係面積の増減をしようとするとき。
- 六 工事雑費への流用により工事費を減額しようとするとき。

(平七規則一九・一部改正)

(実績報告)

第六条 第四条の規定による通知を受領した事業主体(以下「補助事業者」という。)は、事業を完了し、補助金の交付を請求しようとするときは、土地改良事業実績報告書(様式第四号)を、第二条第一項第二号に掲げる経費に係るものにあつては、当該補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の四月五日までに、同項第一号及び第三号に掲げる経費に係るものにあつては、当該補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の四月十日までに市長

に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第七条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、当該実績報告書を提出した補助事業者に対し補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、第二条の経費について、第四条の通知に係る金額の範囲内で前金払により補助金を交付することができる。

(事業の着手又は完了の届)

第八条 補助事業者は、事業に着手し、又は完了したときは、遅滞なく、土地改良事業／着工／完了／届(様式第五号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第九条 補助事業者は、事業及び収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備しておかなければならない。

(報告及び検査)

第十条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、書類、帳簿及び事業の状況を検査し、又は監督上必要な指示をすることができる。

(平七規則一九・一部改正)

(適用除外)

第十一条 この規則は、他の条例、規則、規程等に基づき市から負担金又は補助金の交付を受けている事業には適用しない。

(平七規則一九・一部改正)

(補助金の返還等)

第十二条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 この規則に違反したとき。
- 二 補助金の交付に関し付した条件に違反したとき。
- 三 事業の施行方法が不相当と認められるとき。
- 四 支出額が予算額に比べて減少したとき。

(平七規則一九・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和三十四年五月九日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十八年四月二十四日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年十月二十九日規則第二十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十三年六月十四日規則第十六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和四十五年四月一日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に行なう土地改良事業に要する経費に係る補助金について適用する。

附 則（昭和四十六年九月二十八日規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年十月十七日規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に行なう土地改良事業に要する経費に係る補助金について適用し、改正前の継続土地改良事業については、なお、従前の例による。

附 則（昭和三十九年十月四日規則第三十号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和五十四年四月十一日規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇部市土地改良事業補助金交付規則の規定は、昭和三十三年度分の補助金から適用する。

附 則（平成四年七月十五日規則第二十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月二十八日規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年六月十二日規則第二十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第二項の規定は、平成十年以後の土地改良事業について適用し、平成

九年度以前の土地改良事業については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成十年度から平成十九年度までの土地改良事業については、別表農地防災事業の項前項第一号の経費の欄中「

95%以内	50%以内	20%以内	25%以内
85%以内		30%以内	55%以内

」とあるのは、「

98%以内	50%以内	25%以内	23%以内
98%以内		40%以内	58%以内

」とする。

附 則（平成十一年二月二十二日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年十月二十九日規則第四十三号）

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十年九月一日規則第四十二号）

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（令和二年一月十日規則第三号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月十五日規則第二十五号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

様式 省略